

# 生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理を行うため「特定疾患管理料」から「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ移行します。

## ■対象となる患者

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の方

※対象者には主治医より説明があります。

## ■療養計画書

患者個人の状態に合わせた療養計画書を作成します。説明後、計画書にサインをお願いします。

※療養計画書は概ね4カ月に1回程度見直しを行い、再度お渡しします。

## ■移行期間

2024年6月1日(土)から

## ■協力のお願い

計画書の作成にあたり、説明や署名に時間を要する事が予想され、待ち時間が発生する可能性があります。スタッフ一同円滑な対応に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。